

住吉区マスコットキャラクター（着ぐるみ）使用承認申請書

令和 年 月 日

住吉区長

申請者 住所
団体名
代表者氏名

住吉区マスコットキャラクターを次のとおり使用したいので申請します。
なお、申請にあたり、定められた使用上の事項を遵守します。また、使用において発生した損失について、区役所に補償等の要求はしません。

使 用 目 的 (事 業)	
使用用途 (形 態)	
使 用 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
使用する場所等	

使用上の遵守事項

- (1) マスコットのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (2) 使用承認された用途にのみ使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- (3) 承認を受けた者は、これを譲渡及び転貸しないこと。
- (4) 使用の際に発生する運搬等の費用は、申請者が負担すること。
- (5) 着ぐるみの使用にあたっては、汚損・破損・紛失防止のため、取扱には十分注意し、修繕・洗浄・弁償が必要となった場合には、速やかに連絡、協議のうえ申請者の責任と費用負担により原状回復すること。
- (6) 商標登録出願を行わないこと。

(様式第 2 号)

住吉区マスコットキャラクター（着ぐるみ）使用承認通知書

大住吉地 号
令和 年 月 日

様

住吉区長

令和 年 月 日付けで、申請のありました住吉区マスコットキャラクターの使用について、下記により使用を承認します。

使 用 目 的 (事 業)	
使用用途 (形 態)	
使 用 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
使用する場所等	

使用上の遵守事項

- (1) マスコットのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (2) 使用承認された用途にのみ使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- (3) 承認を受けた者は、これを譲渡及び転貸しないこと。
- (4) 使用の際に発生する運搬等の費用は、申請者が負担すること。
- (5) 着ぐるみの使用にあたっては、汚損・破損・紛失防止のため、取扱には十分注意し、修繕・洗浄・弁償が必要となった場合には、速やかに連絡、協議のうえ申請者の責任と費用負担により原状回復すること。
- (6) 商標登録出願を行わないこと。